

旭 保 険 第 435号
平成 19年 4月27日

様

旭川市長 西川 将人
(市民部保険課担当)

重度心身障害者医療費請求書と受給者証の取扱いについて

早春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本市の行政につきましては、日ごろから多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、貴病院から提出していただいております、重度心身障害者医療費請求書と重度心身障害者医療費助成受給者証の取扱いについて、平成19年4月診療分より次のとおりお願い致します。

「老課（初診時一部負担金のみ助成）」の受給者証の取扱いについて

この受給者証の対象者は、老人保健1割負担のため、重度心身障害者医療費助成事業では初診時一部負担金のみを助成しており、初診時一部負担金以外の医療費につきましては、老人保健法が適用されております。そのため高額医療費が発生した場合は、老人保健法により初回の手続きで随時本人へ返金となります。受給者本人が、医療機関で自己負担上限額しか支払わない場合でも、後日高額医療費で自己負担超過分が本人へ返金となりますので、「老課（初診時一部負担金のみ）」の受給者証を提示した場合でも、老人保健1割負担の方と同様に取扱いしていただきお願い致します。

12,000円
→ 上限なし。

また、初診時一部負担金の取扱いにつきましては、これまで通り患者負担額から差し引いて、市へ請求していただきますようよろしくお願い致します。

保険課医療助成係
担当：森・山田
25-8536（直通）

別紙, 重度心身障害者医療費医療費請求書の赤囲み部分です。

外来で老人保健1割かつ障老1割の者は限度額を超えて支払った分については, 老人保健から本人へ自動給付となります。そのため, 医療機関での限度額はありませのでご了承ください。

老人保健1割かつ障老1割の者で重度心身障害者医療費助成事業に請求があるのは, 初診時一部負担金の請求がある場合のみとなります。(下記参照)

診療 年月	受給者番号 患者氏名							入院 外来 区分	診療報酬請求総点数(レセプトの総点数)及び限度額			請求金額(2,3割負担・在総・長期高 額疾病・結核・精神・更生育成)				一部 負担金 初(課) 円	備考
	1	2	3	4	5	6	7		(71) 7割 点	(71) 8割 点	(71) 限度額(入院のみ) 円	(72) 前期高齢者 2,3割・在・長・結・精・更 円	(73) 障老 円				
19 4	国保 太郎							入 ・ 外					15,000	14,420	580		